

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。